

月四日支拂ハレタル状態ナリ 以テ職工中

豊田 初五郎 今泉 喜一郎

推名 聰 武田 吉吉

四名ハ十月四日午前十時頃工場主ノ方ニテモ難

証シタル所工場主ハ痛ク憤慨シ即時前記ノ名ヲ解

産セリ

(12) 解産サレタル四名ノ職工ハ十月四日午後一時全工

場ニ工場主ノ弟秋野武夫ヲ訪向シ復職セシムルカ

若クハ解産手當五日分ヲ支給サレシト歎願セル

カ拒絶サレタルヲ以テ被解産者ハ本件交渉方ヲ秋

葉氏蔵ニ全同借家人同盟員依頼シ秋葉ハ十月五日

朝工場側秋野武夫ト會見復職歎願ヲ再シタル所全

日正午回答スルニト、セリ

(11) 十月五日正午工場主側ヨリ復職ノ旨職工

側ニ回答シタルヲ以テ前記ノ職工ハ十月五日午後三

時再々工場ニ至リ復職不可能ナル事ヲ工場主側ハ即

日分ヲ支給サレシト要求セリ工場主側ハ即

拒絶セルカ秋葉ハ斯ニ簡單ナル要求ヲ又拒絶スル

ニ於テハ吾々ハ組合同盟ニ属スル江東方面ノ各三

七、労働者側

被解産者等ハ十月五日ヨリ本所已向島小梅町一九九